

講師紹介

法廷通訳実践 I・II		
主任講師	後藤 昭	一橋大学法学部卒業。東京大学法学政治学研究所博士課程修了。法学博士。 2018年度まで青山学院大学法務研究科教授。青山学院大学及び一橋大学名誉教授。
現代法実務論 *2019年度現在の担当講師		
コーディネーター	安部 祥太	青山学院大学法学部助教。博士(法学)。
各回講師	神奈川県弁護士会法教育センター派遣弁護士によるリレー講義	
通訳概論		
講師	岩田 久美	大阪外国語大学イスパニア語科卒業。1992年よりフリーランス通訳。2011年、東京外国語大学多言語・多文化教育研究センター「コミュニティ通訳コース」第2期修了後、専門家相談会、弁護士事務所での相談通訳を担当し、2017年からMIC かながわ医療通訳として活動。
多文化共生基礎		
講師	木下 理仁 他	東海大学教養学部国際学科非常勤講師。 多文化共生などの分野における専門家によるリレー講義
司法通訳 I・II		
スペイン語	中西 智恵美	東京外国語大学外国語学部スペイン語学科卒。日本スペイン協会、湘南工科大学(非常勤)、ISS通訳研修センター等でスペイン語講師。1990年10月から東京高等裁判所など各地の裁判所にて法廷通訳。2019年度より本講座の講師を務める。
ベトナム語	Tran Thi My (チャン・ティ・ミー)	ハノイ国家大学外国語大学大学院研究科日本語修士課程修了。東京外国語大学大学院総合国際学研究所博士前期課程日本語教育学専修コース修了。同後期課程言語文化専攻修了。2008年5月から司法通訳やビジネス通訳等。

注意事項

受講者の決定

一次審査として書類選考を行い、結果を全員の方に通知します。
選考を通った方には二次審査を実施します。

受講料納入

受講料は前納制です。受講決定者に対し本学より送付する受講案内をご覧の上、期日までに指定口座に受講料を納入してください。口座振込に係る手数料はご本人負担をお願いします。一度納入された受講料は払い戻しできませんので、ご了承ください。

受講のキャンセルについて

受講決定後、やむを得ず受講を取り消される場合は、速やかに東京外国語大学多言語多文化共生センターまで電子メールでご連絡ください。

休講・補講

講師の都合および主催者側の通信・機器トラブル(※)により休講となった場合には、原則として補講を行います。天災等の事情により、やむを得ず休講となる場合は、原則として補講を行いません。
※連続して30分以上配信できなかった場合。受講生側のインターネット接続が切れて受講できなくなった場合も補講は行いません。

録音・録画・写真撮影

オンラインで行われる授業の様子を出席者の許可なく写真にとり、それをSNSなどで共有することや、講師の許可なく、授業の内容を録音・録画し、それを公開することは固くお断りします。

受講資格の取り消し

次のような好ましくない行為があった場合は、教室からの退出、受講の停止、もしくは受講の取り消しをすることがあります。

- なお、受講料の返金はいたしません。
- 他の受講生の迷惑となる事や、授業の進行を妨げる様な行為を行った場合
 - 受講の手続きや受講料の納付を完了していない場合
 - 法令等や公序良俗に反する行為があった場合
 - 配布されたZoomによる授業のURL、ミーティングIDやパスワードを他人と共有する行為があった場合
 - オンライン授業で配布された資料等を、担当教員の許可なく再配布する行為があった場合
 - その他受講案内等に反する行為があった場合

その他

受講生側の機器接続不良による受講料の返金は致しかねます。あらかじめご了承ください。

お問い合わせ先

東京外国語大学 多言語多文化共生センター
〒183-8534 東京都府中市朝日町 3-11-1 ☎ 042-330-5867 e-mail tc-jimu@tufs.ac.jp

青山学院大学 庶務部庶務課
〒150-8366 東京都渋谷区渋谷 4-4-25 ☎ 03-3409-6366 e-mail agu-sll@aoyamagakuin.jp

SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS



2021年度
オンライン
開講



東京外国語大学
Tokyo University of Foreign Studies



青山学院大学
AOYAMA GAKUIN UNIVERSITY

2大学連携

司法通訳養成講座

グローバル化にともなって地球規模での人の移動がますます進む中、日本においても総人口の2%を超えて外国人が暮らすようになり、多言語・多文化化が進んできています。外国人にとって住みやすい日本社会を作っていくためにも、司法の現場において多言語・多文化化へ対応できる体制をしっかりと作っていく必要があります。

東京外国語大学と青山学院大学は、法廷、捜査、弁護活動など様々な司法の現場で、異なる言語と文化のあいだに立ち、コミュニケーションの円滑化にあたるスペシャリストを養成するため、「司法通訳養成講座」を開講いたします。講座修了後は、法廷のみでなく、捜査や弁護士との相談など、多様な場面での活躍が期待されます。

信頼される、司法通訳を目指して

★ 実践的な司法通訳のトレーニング

司法現場の第一線で活躍する講師陣による演習を少人数で行います。

★ 今年度はスペイン語、ベトナム語の2言語を開講

司法の現場では、通訳言語の多様化が進んでいます。本講座では、司法通訳としては学ぶ機会の少ない言語の講座を提供します。


★ 通訳技法にとどまらない専門知識を獲得

司法通訳には、法律や司法制度、さらには在留外国人を取り巻く制度や動向に関する専門的な知識が求められます。本講座では、司法の現場で求められる通訳技法や倫理のほか、多文化共生社会に関わる知識、法律用語や裁判のしくみなど、司法通訳に必要な背景知識を総合的に時間をかけてじっくりと学びます。

★ 質の高い通訳人材を養成

学習成果を確認するために、授業の中で試験を行います。こうして、信頼される、質をともなった司法通訳として活躍していただくことを目指します。

講座の概要・お申込方法

講座名	司法通訳養成講座
開講期間	2021年度1年間(2021年4月開講予定)
開講日	春期間 2021年4月10日～7月17日の毎週土曜日 [休講日] なし 秋期間 2021年9月18日～2022年1月22日の毎週土曜日 [休講日] 2021年10月30日、12月25日、2022年1月1日、1月15日
開講場所	全講座オンラインにて開講
開講科目	◇通訳概論 ◇司法通訳Ⅰ・Ⅱ ◇多文化共生基礎 ◇現代法実務論 ◇法廷通訳実践Ⅰ・Ⅱ ◇は東京外国語大学担当 ◇は青山学院大学担当
開講言語	スペイン語 ベトナム語
受講資格	日本語と、開講言語のうちのどれか1言語について、高度な語学力があること
募集人数	2言語 計20名程度
選考	(一次審査)書類審査 (二次審査)筆記・口述試験 一次審査の結果は、2021年1月末までにお知らせします。二次審査は2月上旬に行います。 最終結果は2月末にお知らせします。
受講料	年間 261,000円(予定)
募集期間	2020年12月14日(月)～2021年1月15日(金)
申込先	東京外国語大学 多言語多文化共生センター [ウェブ] http://foms.gle/UNY3bSjLdarAdBpW9 [電子メール] tc-jimu@tufs.ac.jp
提出書類	受講書類 (多言語多文化共生センターウェブサイトからダウンロード可能)(12月中旬から) http://www.tufs.ac.jp/blog/ts/g/cemmer/shiho.html 二次元コード 

カリキュラム

	1限 9:15-10:45	2限 春 11:00-12:30 秋 11:30-13:00	3限 14:00-15:30	4限 15:45-17:15
春期間	通訳概論	現代法実務論	司法通訳Ⅰ	法廷通訳実践Ⅰ
秋期間		多文化共生基礎	司法通訳Ⅱ	法廷通訳実践Ⅱ

「現代法実務論」については、青山学院大学法学部の正課の授業を受講していただきます。

学修成果の認定 (司法通訳養成講座修了証)

本講座は履修証明プログラムとして開講されており、修了者には履修証明書を交付します。更に、各科目15回の授業のうち、全科目に12回以上出席し、かつ司法通訳Ⅰ・Ⅱおよび法廷通訳実践Ⅰ・ⅡのすべてにおいてAの成績評価を受けた方には併せて、両大学長連名の司法通訳養成講座修了証も

発行します。講座修了後は、各種研修会等、司法通訳としてレベルの向上と質の継続的な確保を図る機会を提供します。また修了証を取得した方のうち、希望者を「司法通訳養成講座修了生」として登録し、司法関連機関から依頼があったときに紹介します。

科目概要

現代法実務論	*2019年度現在の担当講師 コーディネーター：安部 祥太
憲法訴訟、民事事件、行政事件、刑事事件、家事事件などの訴訟のみならず、企業における予防法務やADR(訴訟外紛争解決手続)、交通事故案件、知財案件などの様々な法的領域について、現実に問題・紛争となる場面と、そこでの弁護士の役割を学びます。この科目は、神奈川県弁護士会法教育センターから派遣された弁	護士による講義を中心としています。司法や法律相談で通訳を行う上で知っておきたい「現場」について、弁護士から直接に学ぶことで、具体的な法的問題と弁護士の活動内容の実践例に触れ、具体的なイメージを持つことができます。
法廷通訳実践Ⅰ	主任講師：後藤 昭
刑事裁判は、人が罪を犯したかどうかを判断するための手続です。その刑事裁判の法廷で通訳として働くために必要な法律の知識を学びます。そのために、刑事裁判のしくみと、そこでの法律家たちの役割、そして被告人の立場を説明します。無罪推定など刑事裁判の基本になる原則も学びます。犯罪と刑罰を定める法律である刑法についても、	基本になる考え方と窃盗、殺人など代表的な犯罪類型を解説します。その上で、被疑者(容疑者)取調べ、弁護人と被疑者の面会、法廷での起訴状朗読など、いくつかの場面での通訳を体験します。刑事法についての理解を確認する試験が何度かあります。この試験の結果、平常点、体験授業での実技により、成績を評価します。
法廷通訳実践Ⅱ	主任講師：後藤 昭
刑事法のほかに、家族や契約などに関する民事の法律についても、司法通訳が知っておくべき知識を解説します。民事裁判の基本的な仕組みも解説します。さらに、司法通訳に必要な倫理も確認します。その上で、被告人に対する質問、弁論、判決言い渡しなど、いくつかの場面での通訳を体験します。証人や被告人の役は、	受講者が交替ですることになるでしょう。弁護士、検察官など、法律実務家から見た通訳についての話を聴く機会も設けます。民事法、刑事法と通訳倫理についての理解を確かめる試験が何度かあります。この試験の結果、平常点、体験授業での実技により、成績を評価します。
通訳概論	講師：岩田 久美
本講座では通訳の概論を取り扱います。通訳の形態や技術、学習法などについて、理論を通して考察するほか、国内外の歴史も振り返り、これまで通訳行為が行われてきた経緯や背景を見ていきます。また、通訳の倫理規定や専門性などにも焦点を当て、言語的な要素のほかに通訳者に求められることにはどのようなものがあるのかを検討します。これに加え、国際化が進み、社会情勢が著しく変化する中で、通訳者が文化の媒介者として果	たす役割や国内外の通訳者養成の状況、今後の展望や可能性についても探求していきます。講義の中では、毎回グループでのディスカッションを行い、実際の通訳現場での経験を基に、通訳理論について考察を行い、通訳者に求められる振る舞いや倫理規定を検討します。ディスカッションを通して能動的な参加や考察を促しながら、通訳という営為を多角的に捉えていきます。
多文化共生基礎	講師：木下 理仁 他
グローバル化の加速により、日本社会の多言語・多文化化が進行するなか、ホスト社会と在留外国人のあいだで様々な問題が顕在化してくるようになり、全国各地で多文化共生の推進が急務となっています。本授業では、在留外国人を取り巻く動向や歴史的経緯、政策や制度などの基礎的知識を身につけるほか、様々な課題に最	前線で取り組む方々を講師として招き、外国人の労働問題や社会保障上の位置づけ、異文化コミュニケーション、外国につながる子どもたちの教育、宗教、ジェンダー、国際結婚、ヘイトスピーチなどを扱い、リレー形式で「多文化共生のいま」をテーマに講義を行います。
司法通訳(スペイン語)Ⅰ・Ⅱ	講師：中西 智恵美
目的1:司法通訳ができる通訳者の養成 目的2:通訳全般に通じる基本訓練 授業内容1:法廷通訳など司法通訳全般に関する理解と通訳訓練。日本語の法律用語に相当するスペイン語の単語や表現/現場で頻出するフレーズの訳出訓練など/模擬公判通訳訓練(シナリオ:オリジナル)/接見通訳訓練/捜査通訳訓練	授業内容2:通訳全般に通じる基本訓練。シャドウイング訓練/リプロダクション訓練/メモの取り方/サイトトランスレーション(サイトラ)訓練(日本語からスペイン語) これらを組み合わせ進めていきます。なお、通訳方法は(同時通訳ではなく)逐次通訳の訓練が基本になります。
司法通訳(ベトナム語)Ⅰ・Ⅱ	講師:Tran Thi My(チャン・ティ・ミー)
本授業の到達目標は、2つあります。1つ目は、各機関により制定された通訳者に関する倫理規定、ガイドラインやハンドブックなどを比較検討しながら、司法通訳がいかなる行為であるか、ビジネス通訳や医療通訳など他の分野とはいかなる共通点・相違点があるか、いかなる心構え、役割および知識が求められているかを理解	することです。2つ目は、現場に近い教材を活用してノートテイキングや定型文言の訳出訓練など様々な通訳訓練を通して、実践的スキルを体得することです。また、授業では、ディスカッションやロールプレイングも取り入れて、受講者の主体的・能動的な学習を促していきます。